

富山地区広域圏事務組合
有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事

公募型プロポーザル募集要項

令和3年5月

富山地区広域圏事務組合

<目次>

1. 事業の趣旨	1 頁
2. 工事の概要	1 頁
3. 実施スケジュール	2 頁
4. 質問及び回答について	2 頁
5. 資格要件（プロポーザル応募資格要件）	3 頁
6. 参加表明書の作成と提出	6 頁
7. 企画提案図書の作成と提出	7 頁
8. 受注候補者の特定手順	8 頁
9. 参加者の失格	9 頁
10. 契約及び受注候補者に関する事項	10 頁
11. 留意事項	10 頁
12. 入札参加資格申請受付に関する事項	11 頁

1. 事業の趣旨

富山地区広域圏事務組合を構成する富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の各市町村（以下「構成市町村」という。）では、イノシシなどの有害鳥獣の個体数の増加に伴って生息域が拡大傾向にあり、有害鳥獣による住居や農業施設及び農作物等への被害が深刻となっております。このような状況から、有害鳥獣の被害防止対策を強化するとともに、猟友会等の協力を得て捕獲活動を実施し積極的な駆除対策を行っていますが、令和元年度に富山市及び立山町において、豚熱感染イノシシが確認されたことに伴い、養豚施設への感染を防止する観点から、感染イノシシが発見された地点から、半径10km圏内で捕獲等されたイノシシについては、埋却又は焼却処分することが必要となりました。

また、構成市町村内ではイノシシを焼却できる施設がないため、現在はすべて埋却処分されています。しかし、豚熱感染イノシシの対応の長期化が予想される中で、埋却場所の確保等が、構成市町村の共通の課題となっています。

このことから、本組合において新たに有害鳥獣を安全に焼却できる専用の焼却施設を令和3年度中に整備するものです。

2. 工事の概要

(1) 事業名称

富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事（以下「当該工事」という。）

(2) 実施方法

本事業の実施方法は、設計・施工一括発注工事とする。

(3) 本事業の内容

- ① 当該工事に関する全ての施設及びその他附帯設備の実施設設計の作成
- ② 当該工事に関する全ての工事（焼却炉等設備製作設置工事、焼却炉棟建設工事費、外構工事及びその他必要な附帯工事（上水道設備、浄化槽等）等）
- ③ 当該工事に関する全ての設計及び施工の監理
- ④ 当該工事に関する全ての設計図書、工事関係書類、工事写真、全ての施設及びその他附帯設備の取扱説明書等の作成
- ⑤ その他当該工事に必要な業務（必要となる申請業務を含む）

(4) 当該工事の施工場所

- | | |
|-------|--|
| ①所在地 | 富山県中新川郡立山町小又地内（建設用地位置図のとおり） |
| ②敷地面積 | 1,980㎡ |
| ③現況 | 建設用地を造成中 |
| ④その他 | 上水道 敷地内に井戸を掘削し上水として使用する。
(掘削位置については発注者との協議による。) |
| | 下水道 下水道管が配管されていないため、浄化槽による対応が必要である。 |
| | 道路 接続道路について復旧のこと。 |
| | 都市計画区域 予定地は都市計画区域外です。 |
| | 地質調査 実施済み（地質調査図書一式のとおり） |

(5) 予定工期

契約締結日の翌開庁日から令和4年3月25日（金）

(6) 発注者

富山地区広域圏事務組合

(7) 提案限度額

385,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※2(3)①から⑤に係る事業の総額とする。

※契約限度額を超える提案は受け付けない。

(8) 当該工事のプロポーザルに関連する規程

関連する規程は以下のとおりである。

- ① 富山地区広域圏事務組合公募型プロポーザル方式事務取扱試行要領
 - ② 富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
 - ③ 富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事公募型プロポーザル参加表明書及び企画提案図書作成の手引き（以下「手引き」という。）
 - ④ 富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事公募型プロポーザル企画提案図書作成における特記要件（以下「特記要件」という。）
 - ⑤ 富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）
 - ⑥ 富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事受注候補者選考委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）
 - ⑦ 富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事受注候補者の特定に係る審査要領（以下「審査要領」という。）
- (9) 担当部課
 富山地区広域圏クリーンセンター 管理係
 〒930-0247 中新川郡立山町末三賀103番地3
 電 話：076-462-1187
 F A X：076-463-4583
 E-mail：kanri-cc@toyama-kouiki.jp
 ホームページ：https://www.toyama-kouiki.jp

3. 実施スケジュール

受注候補者の特定及び工事完了までの実施スケジュールは、以下のとおり。

	項 目	日 程
01	募集要項の公表 (富山地区広域圏事務組合ホームページ)	令和3年5月31日(月)
02	質問書の受付	令和3年5月31日(月)から 令和3年6月9日(水)午後5時まで
03	質問書に対する回答	令和3年6月14日(月)
04	参加表明書及び提案資格確認書類の受付	令和3年5月31日(月)から 令和3年6月9日(水)午後5時まで
05	提案資格確認通知書及び提案書提出要請書の送付	令和3年6月14日(月)
06	企画提案書等の受付	令和3年6月14日(月)から 令和3年6月18日(金)午後5時まで
07	プレゼンテーション及びヒアリング (審査)	令和3年6月25日(金)予定 ※時間は個別に連絡する。
08	選考結果通知、受注候補者の特定	令和3年6月下旬
09	仮契約	令和3年7月上旬
10	本契約締結	令和3年7月上旬
11	事業開始	契約締結日の翌開庁日
12	事業完了	令和4年3月25日(金) (予定)

4. 質問及び回答について

2.(8)に掲げる②から⑤について、質問を受け付けます。

(1) 受付

①期 間 令和3年5月31日（月）から令和3年6月9日（水）午後5時まで

②方 法 「質問書（手引き 様式5）」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。提出後には、必ず受信確認を行うこと。

③提出先 富山地区広域圏事務組合クリーンセンター 管理係
e-mail:kanri-cc@toyama-kouiki.jp

(2) 回答

令和3年6月14日（月）までに、富山地区広域圏事務組合ホームページに質問に対する回答を掲載します。

5. 資格要件（プロポーザル応募資格要件）

本プロポーザルの参加表明者は次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は共同企業体で、プロポーザル参加申請に基づき本組合が資格認定したものとする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとします。

単体企業にあつては（1）及び（2）に掲げる全ての要因を満たしている者、共同企業体にあつては（1）及び（3）に掲げる全ての要件を満たしているものとします。

(1) 共通要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ② 構成市町村の入札参加資格者名簿（随時受付分を含む）において当該工事に要する「建築工事」「機械器具設置工事」への登録がされていること。
 - ③ 構成市町村の競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
 - ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
 - ⑥ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分を受け、支払いが不能となっていないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
 - ⑧ 会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
 - ⑨ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に掲げる資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定（イにおいて「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
 - ウ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - (エ) 中小企業等協同組合法に基づく組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ⑩ 直近1年間に国税、地方税の滞納をしていないこと。
 - ⑪ 過去において、以下の行為をしていないこと。
 - ア 本組合との契約の履行にあたり、故意に施工もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 本組合が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ウ 本組合との契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 本組合の監督又は検査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定によるもの)の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - オ 本組合との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - ⑫ 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
 - ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)以下暴対法)第2条第2号に規定する団体を指す。
 - イ 暴力団員とは、暴力団の構成員(暴対法第2条第6号)を指す。
 - ウ 暴力団準構成員とは、暴力団以外のものであつて、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ以下のいずれかに該当する者を指す。
 - (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し又は関与する者。
 - ⑬ 参加者資格を確認する様式等(6. 参加表明書の作成と提出(1)に記載)に虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載をしなかった者でないこと。
 - ⑭ 不正な手段を用いて事業を誹謗し、又は工事の公正な進行を妨げる者もしくは妨げた者でないこと。
- (2) 単体企業に係る事項
- ① 焼却炉設計施工に係る要件
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく「機械器具設置工事業」「タイル・れんが・ブロック工事業」における特定建設業の許可を受けていること。
 - イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査について「機械器具設置」の最新かつ有効な総合評定値(P)が1,000点以上である、もしくは「タイル・れんが・ブロック」の最新かつ有効な総合評定値(P)が900点以上であること。
 - ウ 募集要項の公表日の前日から起算して前10年以内に国内で有害鳥獣の焼却を目的とした施設(動物の火葬炉や焼却炉を含む。)の新築もしくは新設工事を単体で、又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上)として元請契約し、施工した実績があること。なお、焼却方式は「電気式自動着火方式、台車式」のものとする。

エ 建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は、監理技術者を配置できること。

② その他工事設計施工に係る要件

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「建築工事業」における特定建設業の許可を受けていること。

イ 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれと同等の国家資格を有し、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有し、かつ募集要項の公表日の前日から起算して前 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者を監理技術者等として専任で配置できること。

③ その他要件

建築の設計にあつては、建築士事務所の登録を受けているもので、条件を満たす監理技術者等を配置できるものが行うこと。但し、当該要件を満たす者が自社にいない場合、協力会社、団体等の技術者の配置でも可とする。なお、構成市町村の入札参加資格者名簿（随時受付分を含む。）において「建築関係コンサルタント」に登録されていること。

（3）共同企業体に係る事項

① 共同企業体の結成方法に係る要件

ア 共同企業体の構成員は焼却炉設計施工企業（以下「代表構成員」という。）と建築工事業者（以下「その他構成員」という。）の 2 者とし、構成員の自由意思による自由結成とする。

イ プロポーザル参加申請時に本組合指定の協定書により協定を締結していること。

ウ （1）②以外の（1）の要件を各構成員が満たすこと。なお、（1）②の要件については、共同企業体 2 者で満たすこと。

② 共同企業体構成員の要件

ア 代表構成員の要件（焼却炉設計施工企業）

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「機械器具設置工事業」「タイル・れんが・ブロック工事業」における特定建設業の許可を受けていること。

（イ）建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査について「機械器具設置」の最新かつ有効な総合評定値（P）が 1,000 点以上である、もしくは「タイル・れんが・ブロック」の最新かつ有効な総合評定値（P）が 900 点以上であること。

（ウ）募集要項の公表日の前日から起算して前 10 年以内に国内で有害鳥獣の焼却を目的とした施設（動物の火葬炉や焼却炉を含む。）の新築もしくは新設工事を単体で、又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上）として元請契約し、施工した実績があること。なお、焼却方式は「電気式自動着火方式、台車式」のものとする。

（エ）建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は、監理技術者を配置できること。

イ その他構成員の要件（その他工事設計施工企業）

（ア）構成市町村内に本店、本社、支社又は営業所等を有すること。

（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「建築工事業」における特定建設業の許可を受けていること。

（ウ）一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれと同等の国家資格を有し、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有し、かつ募集要項の公表日の前日から起算して前 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者を監理技術者等として専任で配置できること。

ウ その他

建築の設計にあつては、建築士事務所の登録を受けているもので、条件を満たす監理技術者等を配置できるものが行うこと。但し、当該要件を満たす者が自社にいない場合、協力会社、団体等の技術者の配置でも可とする。なお、構成員のいずれかが、構成市町村の入札参加資格者名簿（随時受付分を含む。）において「建築関係コンサルタント」に登録されていること。

（4）応募資格要件の概要

応募資格要件の概要は、次の表のとおり。

【当該工事の資格要件の概要表】

単体企業にあつては表の①及び②の要件を単体で全て有する者、共同企業体にあつては焼却炉設計施工企業は①の要件を、焼却炉以外担当企業は②の要件を全て有する者としします。

	①焼却炉設計施工（企業）に係る要件		②焼却炉以外（建築、外構、附帯設備等）（担当企業）に係る要件	
	項目	要件	項目	要件
資格要件	構成市町村の入札参加資格者名簿【機械設備工事】の登録	必要	構成市町村の入札参加資格者名簿【建築工事】の登録	必要
	構成市町村の入札参加資格者名簿【建築関係コンサルタント】の登録	共同企業体の場合 2 者いずれかで必要※	構成市町村の入札参加資格者名簿【建築関係コンサルタント】の登録	共同企業体の場合 2 者いずれかで必要※
	建設業許可（特定建設業）	機械器具設置工事業 タイル・れんが・ブロック工事業	建設業許可（特定建設業）	建築工事業
	建築士事務所登録	一級建築士事務所※	建築士事務所登録	一級建築士事務所※
	総合評定値(P 値)			
	（機械器具設置工事）	1000 点以上		
	（タイル・れんが・ブロック工事業）	900 点以上		
実績要件	受注対象	事業者		
	対象施設	有害鳥獣焼却施設 動物火葬炉 等		
	焼却方式	電気式自動着火方式 台車式		
	工事範囲	日本国内での設計施工		
	工事完成	募集要項の公表日の前日から起算して前 10 年以内		
技術者要件	主任技術者もしくは監理技術者（下請金額による）	【資格】 「機械器具設置」または「タイル・れんが・ブロック」 常勤の自社社員として募集要項の公表日の前日から起算して前 3 か月以上の雇用関係があること。	主任技術者もしくは監理技術者（下請金額による）	【資格】 「建築工事」 常勤の自社社員として募集要項の公表日の前日から起算して前 3 か月以上の雇用関係があること。

※「構成市町村の入札参加資格者名簿【建築関係コンサルタント】」の登録は構成企業いずれかが申請していれば可とするが、事業の性格上2者とも一級建築士事務所としての認可を要する。

6. 参加表明書の作成と提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を作成し提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(手引き 様式 2-1)
- ② 法人登記簿謄本（発行後 3 か月以内のもの）
- ③ 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- ④ 直近 3 期分の決算書
- ⑤ 応募資格要件を満たすことを証する書類
 - ア 誓約書（手引き 様式 2-2）
 - イ 資本関係・人的関係に関する調書（手引き 様式 2-3）
 - ウ 暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書（手引き 様式 2-4）
 - エ 役員等氏名一覧表（手引き 様式 2-5）
 - オ 建設業許可証明書の写し
 - カ 申請日直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

キ 監理技術者等を証する書類の写し

ク 建築士事務所登録証の写し

ケ 税の納税証明書

※法人の場合は税務署様式「その3の3」、個人の場合は、税務署様式「その3の2」を提出する。

コ 構成市町村の納税証明書

※構成市町村から課税されていない場合は不要。

サ 委任状および共同企業体協定書（手引き 様式3-1～3）※単体企業の場合は様式3-2のみ

シ 設計施工実績調書（手引き 様式7）※共同企業体については代表構成員のみ

⑥ 企業概要書（手引き 様式2-6）※最新のパンフレット等を添付すること

(2) 受付期間

令和3年5月31日(月)から令和3年6月9日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）。

(3) 提出場所

富山地区広域圏事務組合クリーンセンター 管理係

富山県中新川郡立山町末三賀103番地3

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

必ず持参すること（郵送は不可）

(6) 参加資格の結果

参加資格の有無については、提案資格確認通知書をもって、文書（郵送）にて、本組合から参加者に通知する。また、提案資格が確認された者については、提案書提出要請書を参加者代表者宛に郵送する。なお、令和3年6月14日(月)までに通知する。

(7) 参加表明書の虚偽

(1) の提出書類に虚偽の記載が認められた場合、参加表明書は無効とする。

7. 企画提案図書の作成と提出

6. (6) で、提案資格確認通知書及び提案書提出要請書を通知された参加者で、プロポーザルへの参加を承諾する者は、次に示す要領で提案書を作成し担当窓口へ提出してください。

(1) 企画提案図書の内容と構成

企画提案図書は、特記仕様書、特記要件、手引き及び次の内容に基づき作成すること。

① 実績に関する書類

設計・施工実績調書（手引き 様式7）※共同企業体については代表構成員のみ

② 企画提案書（手引き 様式8-1～4）

A 実施方針に関すること

- ・事業の目的、内容、条件等の理解度について
- ・事業工程の実効性について

B 安全性、環境への配慮に関すること

- ・公害対策について
- ・停電時や災害時の対策及び施設の防犯対策について

C 運営に関すること

- ・技術指導やアフターサービス体制について
- ・経費削減対策について
- ・保証内容について

D 施設計画に関すること

- ・施設及び附帯設備の構成、構造等に関すること
- ・周辺住民及び周辺環境への配慮した施設に関すること

③ 概算見積書（手引き 様式9）

ア 見積金額

企画提案図書の内容を実施する場合の工事費等の概算見積金額と内訳金額と明細金額を作成すること。

(2) 提出期間

令和3年6月14日(月)から令和3年6月18日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）。

(3) 提出場所

富山地区広域圏事務組合クリーンセンター 管理係
富山県中新川郡立山町末三賀103番地3

(4) 提出部数

正本1部（製本）、副本13部（製本12部、製本なし（バラ）1部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）に記録したPDF1部とする。

(5) 提出方法

必ず持参すること（郵送は不可）

(6) 留意事項

① 使用言語等

本プロポーザルに関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、通貨は円、日時は日本標準時、計量単位は設計図書等に特別の定めがある場合は除き計量法に定めるものとする。

② 企画提案図書等の変更

提出後に企画提案図書等の変更、差し替え、再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、組合が承諾したものについてはこの限りではない。

③ 企画提案図書等の帰属

提出された企画提案図書等は、富山地区広域圏事務組合に帰属するものとする。

④ 企画提案図書等の使用

提出された企画提案図書等について、組合が公表等により使用するときは、その全部又は一部を応募者に断りなく無償で使用する事ができる。

⑤ 複数の提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

⑥ 企画提案図書等の返却

提出書類等は、返却しない。

⑦ 地元への貢献

本施設の工事を行う企業の選定（下請け等）にあたっては、極力地元企業を採用する努力をすること。

(7) 参加を辞退する場合

提案書提出要請書を交付された参加者で、プロポーザルへの参加を辞退する者は提案書受付の締切日の前日までに参加辞退届（手引き 様式4）を1部、担当窓口に提出すること。

持参の場合：6月17日（木）午後3時まで

郵送の場合：6月17日（木）までに必着とし、簡易書留にて郵送。

なお、これを理由に指名停止をするなど不利益な取り扱いはいししない。

8. 受注候補者（優先交渉権者）の特定手順

(1) 審査体制

設置要綱第4条に基づき、「富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事受注候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において審査・特定を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

応募のあった内容の説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、令和3年6月25日(金)(予定)に、プレゼンテーションを実施する。日程等は、参加者ごとに別途通

知する。

(3) 審査及び特定方法

選考委員会を開催し、参加者の提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリングの内容により、事業の具体性や効果等を総合的に審査し、最も評価の高い応募者を受注候補者として特定する。

なお、審査・特定に関して、応募者が1社のみの場合であっても、選考委員会において、内容の審査を行い、特定の可否を決定する。ただし、委員全員の平均点で、当組合が定める最低基準得点（60点）に満たない場合は不採用とする。

(4) 審査項目及び基準

上記（3）に掲げた審査において、以下にある項目及び基準に基づき、受注候補者を特定する。

「富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事」審査項目及び基準

審査項目			審査基準		評価ウェイト	
実績	有害鳥獣焼却施設（動物火葬炉および焼却炉）の実施設設計施工件数 焼却方式：電気式自動着火方式、台車式 ＜募集要項の公表日の前日から起算して前10年以内＞		3件以上 20点		20	20
			1件以上 10点			
			有害鳥獣以外の実績	5点		
企画提案	実施方針	事業の目的、内容、条件等の理解度について	5点		5	10
		事業工程の実効性について	5点		5	
	安全対策	公害対策について	10点		10	20
		停電時や災害時の対策及び施設の防犯対策について	10点		10	
	運営	技術指導について	5点		5	15
		経費削減策について	5点		5	
		保証内容について	5点		5	
	施設	施設及び附帯設備の構成・構造等に関すること	5点		5	15
		周辺住民及び周辺環境への配慮した施設に関すること	10点		10	
見積価格			最低価格 20点		20	20
			2位以下は価格比率で配点			
合計					100	

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全参加者に文書で通知する。なお、審査内容及び審査結果に係る質問、異議等は一切受け付けない。

9. 参加者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に虚偽が発覚したとき。
- (2) 募集要項に定める事項に違反したとき。
- (3) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたとき。
- (4) 資格要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 提案限度額を超えたとき。
- (6) 参加表明書の提出期間以後、受注候補者の特定の日までの手続き期間中に指名停止になったと

き。

(7) その他、本工事の遂行に不適当と認められたとき。

10. 契約及び受注候補者（優先交渉権者）に関する事項

(1) 受注候補者（優先交渉権者）の特定及び取扱い

選考委員会の審査における平均点がもっとも高い参加者を受注候補者として特定する。平均点が同点の場合は、価格点の高い参加者を受注候補者として特定する。

また、組合は、選考委員会によって特定された受注候補者と企画提案図書及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に基づき契約に関する協議を行う。ただし、協議が不調の場合は、次に平均点が高い参加者と順次協議を行う。

(2) 本契約までの流れ

契約に関する協議により、本件の契約金額が 150,000,000 円以上となる場合は、随意契約により仮契約を締結する。その後、契約の締結について議会の議決又は理事長の専決処分がされた場合、本契約とする。

なお、契約の締結について議会の議決又は理事長の専決処分がされなかった場合、組合は仮契約を解除し、本契約を行わないものとする。仮契約を解除した場合、組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、富山市契約規則第 26 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 10 分の 1 以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めなければならない。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、富山市契約規則第 27 条に該当する場合は、契約保証金を免除する。

11. 留意事項

(1) プロポーザルの実施不可について

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルの実施を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該参加者をプロポーザルに参加させず又はプロポーザルの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、組合が必要と認めたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は中止することがある。

(2) 企画提案図書提出後の参加辞退について

企画提案図書提出後、審査日前日の午後 5 時までに、随時、本プロポーザルの参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、参加辞退届（手引き 様式 4）を提出すること。なお、提出方法は、この場合、持参のみ受け付ける。

(3) 費用負担

契約締結に至る上記全ての手続きのうち、参加者が実施する行為に関しては、参加者は自らの責任と費用負担により、これを行う。

(4) 募集要項の内容変更

募集要項の記述内容の変更があった場合は、組合ホームページで公表する。

(5) 関係図書の貸出し

企画提案図書の作成に当たって、次の関係図書の貸出しを行う。

① 貸出期間

令和 3 年 5 月 31 日(月)午前 9 時から令和 3 年 6 月 18 日(金)午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- ② 貸出・返却受付
令和3年5月31日(月)から令和3年6月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)
- ③ 貸出・返却場所
富山地区広域圏事務組合クリーンセンター 管理係
※直接、借受・返却すること
- ④ 対象資料
電子媒体(CD-R)を貸し出す。
 - ・事業用地位置図(形式:PDF)
 - ・施設参考図面(形式:PDF)
 - ・造成計画図書一式(形式:PDF)
 - ・地質調査図書一式(形式:PDF)
- (6) 提出書類の変更の禁止
参加者は、提出した書類の変更はできません。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがあります。
- (7) 特許権
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (8) 本組合からの提供資料の取扱い
本組合が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはいけません。
- (9) 情報公開
情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争性の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものなどを除き公開することがあります。
- (10) 予算に関する事項
本プロポーザルにおいては、議会での議決を前提としており、否決された場合は、本プロポーザルは中止とする。なお、その場合、組合は一切の費用負担は負わない。

12. 入札参加資格申請受付に関する事項

- (1) 申請に必要な書類及び申請方法
構成市町村の契約課窓口でお問い合わせください。
- (2) 共同企業体としての入札参加資格申請について
 - ① 申請は以下の(4)担当課で受け付けます。申請書類の提出については、担当課まで持参してください。郵送による申請は、一切受け付けません。なお「申請書」及び「申請方法」の問い合わせは、富山地区広域圏事務組合事務局で受け付けます。
 - ② 申請受付や登録については、提案書提出要請書の通知日から7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)に登録を済ませること。
- (3) 申請に関する留意点
申請の際は「富山地区広域圏事務組合有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を申し出ること。
- (4) 申請の担当課及び問合せ先
富山地区広域圏事務組合事務局庶務係(富山地区広域圏事務組合クリーンセンター庁舎2階)
電話:076-462-8311
FAX:076-462-8312